

エンドユーザーソフトウェア使用許諾契約

MIMICS INPRINT, ORTHOVIEW, MIMICS INNOVATION SUITE, PROPLAN CMF

注意: ATTENTION

MATERIALISE NV のソフトウェアをレンタル、購入する前に必ず以下の内容をお読みください

この使用許諾契約(以降「本契約」)は、お客様(個人又は法人)と MATERIALISE NV(以降「マテリアライズ」)との間で、コンピュータソフトウェアと電子書類を含み、本書内に後述するソフトウェアに関して締結される法的な契約です。

ソフトウェアの使用を開始する前に、以下の使用許諾契約を注意深くお読みください。お客様は、ソフトウェアをインストール、又はその他の方法で使用することによって、本契約の条件に同意したものとします。本契約の条件を受け入れない場合、お客様がソフトウェアをインストール及び利用されることを固くお断りしております。

用語定義

以下に用語の意味を定義します:

「年間ライセンス」: 年間を基本単位として購入される、年間レンタルライセンス。

「クリニカルユース」: 関連する法律や特定の関連団体の規定に従い、「医療機器」として、患者の医療画像を基に、疾病やその他の患者の状態の診断、治療、緩和、処置、予防等を目的として使用すること。

「コマーシャル(商業)ユース」: ソフトウェアのアウトプットを販売、貸与、賃貸、貸出など、考えられるあらゆるサービスを目的として使用すること、又は考えられるあらゆるサービスの提供に用いることを意味する。ただし、ティーチングユース、リサーチユース及びクリニカルユースの使用は除く。

「ドキュメンテーション」: ライセンサーがライセンシー向けに作成及び納品する技術文書で、ソフトウェアの使用に関連するもの。例えばリファレンスマニュアル、チュートリアルマニュアルなどを含む。

「ティーチングユース」: 学内で学生による授業用途としての、トレーニング又は教育目的の使用。

「ライセンス製品」: ソフトウェアを含むメディア、ソフトウェア本体、及びドキュメンテーション。

「ライセンシー」: マテリアライズ書式の注文関連書類に記載されているライセンス使用許諾権の保持者。

「ライセンスファイル」: ライセンシーがソフトウェアを使用できるよう、ライセンサーがライセンシーに対して発行するファイル。

「ライセンサー」: MATERIALISE NV

「限定ライセンス」: 両者間で合意された期間における使用が可能なライセンス。

「保守」: 技術サポート、バグ修正、年間のテンプレート更新、購入したソフトウェアのアップグレードを含む。ソフトウェアによっては、緊急パスワード交換サービスも含む場合あり。

「Mimics Innovation Suite」: Mimics Innovation Suite(非医療版、医療版または学生版)、

Mimics、Mimics Medical、Mimics Student Edition、3-matic、3-matic Medical および/または 3-matic Student Edition の名前で販売されている機械可読形式(オブジェクトコード)のコンピュータプログラム。

「買取ライセンス」: 無期限ライセンス。

(MIMICS EULA 2019) L-100423-01

「リサーチユース」: アカデミック(学術領域)目的で、臨床またはコマーシャル(商業)目的ではない研究のための用途。

「ソフトウェア」: OrthoView、Mimics、3-matic、Mimics Inprint、Proplan CMF、および Mimics Innovation Suite の名前で販売されている機械可読形式(オブジェクトコード)で書かれたコンピュータプログラム。日本では Mimics Medical 及び 3-matic Medical は「画像診断装置 Mimics Innovation Suite」の名称で販売されています。(以降、「Mimics Innovation Suite Medical エディション」)

「サブスクリプションライセンス」: 本契約に規定されているその他の条件に従い、一定期間中に本ソフトウェアを使用するためのライセンス

「サブスクリプション期間」: ライセンサー及びライセンシー間の合意による、サブスクリプションライセンスが付与される期間。

1. ライセンスの種類、ソフトウェアの使用

1.1 OrthoView、Mimics Inprint、ProPlan CMF

1.1.a. 評価ライセンス

評価ライセンスについて、ライセンサーは、1 台のマシン上で 1 名のユーザーがシングルユーザーモードにて、ソフトウェアの評価に特化した目的において、ソフトウェアを使用できる、個人に向けた、ロイヤリティー不要の、期間の限られた、使用制限付きの使用権利を付与し、ライセンシーはこれを受け入れるものとします。

上記以外のソフトウェアの使用は、頻度の高さ・低さにかかわらず完全に禁止されています。なお、明確には、クリニカルユース、コマーシャル(商業)ユース、リサーチユース、ティーチングユースは完全に禁止します。

評価ライセンスは、当事者間で合意された期間において付与されます。ライセンサーは1つのライセンスファイルを提供します。本契約は、ライセンサーからライセンシーに対してライセンスファイルが提供された時点で有効となり、ライセンスファイルの有効期限が切れるまで有効に継続します。ライセンシーは、ライセンシーが本契約の条件を順守しない場合、又順守していないと強い疑いがある場合には、評価用ライセンスを停止します。

1.1.b. リサーチライセンス(OrthoViewとProPlan CMFでのみ利用可能)

ProPlan CMF ではアカデミックライセンスと呼びます。

リサーチライセンスについて、ライセンサーは、本ソフトウェアをリサーチ用に使用するための個人的かつ制限された権利をライセンシーに付与します。なお、明確には、クリニカルユース、コマーシャル(商業)ユース、リサーチユース、ティーチングユースを完全に禁止します。

リサーチライセンスには下記限定が適用されます。

ライセンサーは、直接または間接的に、自分自身または第三者を介して、上記で指定された場所(またはリサーチライセンスの注文書に記載がある)以外の場所に本ソフトウェアをインストールすることは許可されていません。

ライセンサーは、本契約に基づいてインストールされる可能性があるコピーの数に等しい数のライセンスファイルをライセンサーに提供します。

ライセンサーがトレーニングを注文した場合、ライセンサーは研究目的で本ソフトウェアを使用する、指定された使用者にのみ、当該トレーニングを提供します。

ライセンサーは、リサーチライセンスのライセンス料が、ホスピタルライセンスまたはコマーシャルライセンスの標準価格に対し優位であることを理解します。

このリサーチライセンスが付与される条件として、ライセンサーは以下の事項を要求します。

- ライセンサーは、本ソフトウェアを使用および運用する権利を付与した会社として、すべての文書およびプレゼンテーションにおいてマテリアライズを言及し、そのような参照に適切な商標および著作権表示とともに「Materialise」または「OrthoView」を記載するものとします。

ライセンサーは、自らのアカデミック研究機関の制限なしに、自らが公式なマテリアライズのソフトウェアのユーザーであることを言及できる権利をライセンサーに付与するものとします。

1.1.c. ティーチングライセンス(OrthoViewとProPlan CMFでのみ利用可能)

ProPlan CMFではティーチングライセンスと呼びます。

ティーチングライセンスの下で、ライセンサーは、本ソフトウェアを使用するための個人的かつ制限された権利をライセンサーに付与します。なお、明確には、クリニカルユース、コマーシャル(商業)ユース、リサーチユースを完全に禁止します。

ティーチングライセンスには下記条項が適用されます。

- 本ソフトウェアは、複数のCPUにインストールできますが、インストールは、ライセンサーである機関の施設内、すなわち、授業が実施される物理的な場所(同一会場のみ)においてのみ許可されるものとします。ソフトウェアの使用は当該物理的な場所においてのみ許可されます。
- ライセンサーは、ライセンサー自身、又は第三者を介して、ティーチングライセンスの注文書内に規定された以外の別の物理的場所におけるソフトウェアのインストールを直接的にも間接的にも許可してはなりません。

ライセンサーは、ライセンサーが本契約に基づいてインストールおよび使用することができるコピーの数に等しい数のライセンスファイルを提供します。

追加のライセンスファイルは、ライセンサーが追加のライセンスファイルを提供するよう要求し、両者にて合意されている場合にのみ付与されるものとします。ライセンサーは、独自の裁量で、追加の条件に応じて追加シートの付与を行うことができます。

ライセンサーがトレーニングを注文した場合、ライセンサーはティーチング目的で本ソフトウェアを使用する、指定された使用者にのみ、当該トレーニングを提供します。

ライセンサーは、マスターティーチングライセンスに対して請求されるライセンス料が、本ソフトウェアの標準価格と比較して優位であることを理解します。

ライセンサーは、自らの教育機関の制限なしに、自らが公式なマテリアライズのソフトウェアのユーザーであることを言及できる権利をライセンサーに付与するものとします。

1.1.d. ホスピタルライセンス

ホスピタルライセンスについて、ライセンサーは、すべての商業的使用を明示的に除外し、リサーチユースおよびクリニカルユースのために本ソフトウェアを使用する権利をライセンサーに付与します。

Mimics Inprint および ProPlan CMF の場合、ホスピタルライセンスは年間ライセンスとしてのみ使用できます。

1.1.e. コマーシャル(商業)ライセンス(OrthoViewでのみ利用可能)

コマーシャルライセンスについて、ライセンサーは、本ソフトウェアを商用目的で使用する権利をライセンサーに付与します。

1.1.f. 該当するすべてのライセンスに関する条件、条項及び利用制限

ライセンサーは、ソフトウェアのいかなる使用も、適用されるライセンスの種類に記載された使用以外は、本契約において許可されていないこと、及び適用されるライセンスの種類を超えた使用には、別のライセンスの種類が必要であることを認識します。ライセンサーは、本ソフトウェアの単独かつ独占的な権利者として、本ソフトウェアの内容を随時変更する権利を保有します。

以下の制限事項をすべてのライセンスの種類に適用いたします。

- すべてのライセンスの種類は、非独占的であり、譲渡不可能、再利用許諾は不可であることとします。
- ライセンサーは、ソフトウェアに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどいかなる変換も禁止します。
- ライセンサーは、本契約に基づく権利の他社への譲渡、再許諾の設定、担保としての使用、移転、リース、レンタル、又は共有を行ってはなりません。
- ライセンサーは、ライセンス製品又はその一部に限らず、それ自体及びそのコピーを販売してはなりません。

1.2 Mimics Innovation Suite

Mimics 及び 3-matic

ライセンサーは、ライセンス製品が医療用デバイスとして使用されることを意図していません。標準的な国際的慣行に従い、本ライセンス製品は、クリニカルユースに使用されることを、ライセンサーによって意図されたものではありません。

Mimics Medical 及び 3-matic Medical

ライセンサーがライセンス製品の規制当局の事前認可を受けている国、ソフトウェアに対する規制のない国、ライセンサーが規制対象外とされる国において、ライセンサーは、本契約に明記された、意図する使用制限内における医療用デバイスである Mimics Medical 及び/又は 3-matic Medical を、クリニカルユースのための Mimics Innovation Suite Medical エディションの名称で提供しています。日本では「画像診断装置 Mimics Innovation Suite」の名称で販売されています。

提供されているライセンスの種類は、次のとおりです。

	Mimics/ 3-matic	Mimics Medical/3- matic Medical	Student エディション
評価ライセンス	対象者の限定なし	対象者の限定なし	対象者の限定なし
アカデミックライセンス	含まれる	含まれない	含まれない
ティーチングライセンス	含まれない	含まれない	含まれる
ホスピタルライセンス	含まれる	含まれる	含まれない
エンジニアリングライセンス	含まれる	対象国に限定	含まれない

* * エンジニアリングライセンスは英語版では Commercial License と表記されます。また、アカデミックライセンスとティーチングライセンスを組み合わせて、University Site License として使用できます。

1.2.a. 評価ライセンス

評価用ライセンスについて、ライセンサーは、1 台のマシン上で 1 名のユーザーがシングルユーザーモードにて、ソフトウェアの評価に特化した目的において、ソフトウェアを使用できる、個人に向けた、ロイヤリティ不要の、期間の限られた、使用制限付きの使用権利を付与し、ライセンサーはこれを受け入れるものとします。

上記以外のソフトウェアの使用は、頻度の高さ・低さにかかわらず完全に禁止されています。なお、明確には、クリニカルユース、コマースシャル(商業)ユース、リサーチユース、ティーチングユースは完全に禁止します。

評価ライセンスは、当事者間で合意された期間において付与されます。ライセンサーは1つのライセンスファイルを提供します。本契約は、ライセンサーからライセンサーに対してライセンスファイルが提供された時点で有効となり、ライセンスファイルの有効期限が切れるまで有効に存続します。ライセンサーは、ライセンサーが本契約の条件を順守しない場合、又順守していないと強い疑いがある場合には、評価用ライセンスを停止します。

1.2.b. アカデミックライセンス(個別使用または University Site License の一部として使用)

アカデミックライセンスについて、ライセンサーは、Mimics 及び/又は 3-matic をリサーチユースのために使用する、個人に向けた、使用制限付きの権利を付与し、ライセンサーはこれを受け入れるものとします。それ以外のソフトウェアの使用は完全に禁止されています。なお、明確には、クリニカルユース、コマースシャル(商業)ユース、ティーチングユースは完全に禁止します。

アカデミックライセンスには下記条項が適用されます。

ライセンサーは、ライセンサー自身、又は第三者を介して、上記(又はアカデミックライセンスの注文書内)に規定された以外の別の物理的場所におけるソフトウェアのインストールを直接的にも間接的にも許可してはなりません。

ライセンサーは、ライセンサーが本契約に基づいてインストールおよび使用することができるコピーの数に等しい数のライセンスファイルを提供します。

ライセンサーがトレーニングの注文を行った際には、ライセンサーは、指名され、アカデミック(学術)な研究目的のためにのみソフトウェアを使用する使用者にのみ、トレーニングを提供します。

ライセンサーはアカデミックライセンスにかかるライセンス料金が、ホスピタルライセンス又はコマースシャルライセンスのライセンス料金よりも有利に設定されていることを認識します。

このアカデミックライセンスが付与される条件として、ライセンサーは、以下の事項をライセンサーに要求します。

- ライセンサーは、ソフトウェアを使用して達成した論文などの研究成果を発行及び/又は発表するものとします。こうしたすべての文書及びプレゼンテーションの中で、ライセンサーは、ソフトウェアの使用権を提供した企業がマテリアライズであることに言及し、「Mimics」、「3-matic」等の名称とともに、適切な商標及び著作権に関する注記も記載するものとします。

さらに、ライセンサーは、自らのアカデミック研究機関の制限なしに、自らが公式なマテリアライズのソフトウェアのユーザーであることを言及できる権利をライセンサーに付与するものとします。

1.2.c. ティーチングライセンス(個別使用または University Site License の一部として使用)

ティーチングライセンスについて、ライセンサーは、ティーチングユースのためのソフトウェアの使用制限付きの個人に向けた権利を付与し、ライセンサーはこれを受け入れるものとします。それ以外のソフトウェアの使用は完全に禁止されています。なお、明確には、クリニカルユース、コマースシャル(商業)ユース、リサーチユースは完全に禁止します。

以下の事項がティーチングライセンスに適用されます。

- ソフトウェアは、複数の CPU にインストールできますが、インストールは、ライセンサーである機関の施設内、すなわち、授業が実施される物理的な場所(同一会場のみ)においてのみ許可されるものとします。ソフトウェアの使用は当該物理的な場所においてのみ許可されます。
- ライセンサーは、ライセンサー自身、又は第三者を介して、ティーチングライセンスの注文書内に規定された以外の別の物理的場所におけるソフトウェアのインストールを直接的にも間接的にも許可してはなりません。

ライセンサーがトレーニングの注文を行った際には、ライセンサーは、ティーチングユースのためにのみソフトウェアを使用する、指名された使用者にのみ、トレーニングを提供します。

ライセンサーは、自らの教育機関の制限なしに、自らが公式なマテリアライズのソフトウェアのユーザーであることを言及できる権利をライセンサーに付与するものとします。

ライセンサーは、当該の公開文書(出版物)のコピーをライセンサーに提供するものとします。公開文書は以下のとおりです。

- Medical Datasets
- Course book

上記文書は、Mimics Innovation Suite Student エディション、Mimics Student エディションまたは 3-matic Student エディションに限定して使用するものとします。ティーチングライセンスが終了した時、上記文書は直ちに破棄しなければなりません。

ライセンサーは、当該ソフトウェアおよび関連教育文書の使用について上記文書と本契約に記載がない事項について一切許諾されていないことを了承します。

ライセンサーは、ティーチングライセンスのライセンス料がソフトウェアの標準価格に対し優位であることを理解します。

1.2.d. ホスピタルライセンス

ホスピタルライセンスについて、ライセンサーは、リサーチユースのために Mimics 及び/又は 3-matic を使用し、クリニカルユースのために Mimics Medical 及び/又は 3-matic Medical を使用する権利をライセンサーに付与するものとします。

ホスピタルライセンスは、年間ライセンスのみで提供されます。

1.2.e. コマースシャル(商業)ライセンス

エンジニアリングライセンスについて、ライセンサーは、Mimics と Mimics Medical の両方を(規制当局によって承認されている範囲で)コマmercial (商業)ユースで使用する権利をライセンサーに付与し、ライセンサーはこれを受け入れるものとします。

エンジニアリングライセンスは、年間ライセンスのみで提供されます。

1.2.f. 該当するすべてのライセンスに関する条件、条項及び利用制限

ライセンサーは、ソフトウェアのいかなる使用も、適用されるライセンスの種類に記載された使用以外は、本契約において許可されていないこと、及び適用されるライセンスの種類を超えた使用には、別のライセンスの種類が必要であることを認識します。ライセンサーは、本ソフトウェアの単独かつ独占的な権利者として、本ソフトウェアの内容を随時変更する権利を保有します。

以下の制限事項をすべてのライセンスの種類に適用いたします。

- すべてのライセンスの種類は、非独占的であり、譲渡不可能、再利用許諾は不可であることとします。
- ライセンサーは、ソフトウェアに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどいかなる変換も禁止します。
- ライセンサーは、本契約に基づく権利の他社への譲渡、再許諾の設定、担保としての使用、移転、リース、レンタル、又は共有を行ってはなりません。
- ライセンサーは、ライセンス製品又はその一部に限らず、それ自体及びそのコピーを販売してはなりません。

2. シングルコンピュータでの使用、又はフローティングライセンス

2.a. シングルコンピュータ

2.b.項「フローティングライセンス」に定める場合を除き、このソフトウェアは、ライセンサーが所有、リース、又はそれ以外の方法で使用しているコンピュータ1台のみで使用することができます。本契約において、1台のコンピュータとは、1つのシートとして、1つのセントラルユニット、1つのディスプレイ及び1つのキーボードを備えたものを意味し、発注契約時に指定された設置先住所での担当者1名分のものとします。以下の規定に基づいて、フローティングライセンスの承認を受けてライセンス料を支払わない限り、2台以上のコンピュータで同時に使用することや、他の住所、他部署での使用、ローカルエリアのネットワーク又はその他のネットワークで使用することは認められません。

2.b. フローティングライセンス

フローティングライセンスは、以下の条件に適合した上で、1つ又は複数のコンピュータ上において、合意された数のエンドユーザーによるソフトウェアの同時使用を認めるものです。

1. すべてのコンピュータ装置(サーバーを含む)が、ライセンサーによって所有、リース又はその他の方法で管理されていること。
2. フローティングライセンスがサーバーにインストールされていること。
3. コンピュータ装置(サーバーを含む)がローカルエリアネットワーク(LAN)に接続され、単一の物理的な場所において法的に単一の企業内に属していること。

同時使用できるユーザー数を変更するには、申請を行い、追加のシート数を付与することについて、当事者間の合意を得る必要があります。

2.c. ライセンスファイル

ソフトウェアへのアクセスは、そのソフトウェアを使用するコンピュータに割り当てられたライセンスファイルを使用することによって可能になります。フローティングライセンスの場合、ライセンスファイルはサーバーに対して割り当てられます。各パスワードには特定の有効期間があります。ライセンサーが申請を行い、なおかつここに定めたライセンス条件に完全に準拠していることを前提として、ライセンサーには、特定の期間満了時に、一定の有効期間における新しいライセンスファイルが与えられます。新しいライセンスファイルを手したライセンサーは、新たに特定された期間使用可能なソフトウェアを同一の若しくは別のシングルコンピュータ又はサーバー

上で使用することができます。使用しているコンピュータ又はサーバーがライセンスファイルの有効期間中に故障したり、新しいコンピュータ又はサーバーに交換された場合は、それまで使用していたコンピュータ又はサーバーが使用できなくなったことをライセンサーに対して書面で証明し、事務費用を負担することにより、ライセンサーは新しいライセンスファイルを取得して別のコンピュータ又はサーバー上でソフトウェアを使用することができます。

3. ライセンサーの権利

ライセンサー又はその代理人は、以上の義務が果たされていることを確認するために、それまでソフトウェアがインストールされているコンピュータ又はサーバーを監査する権利を保持するものとします。

ライセンサーは、ソフトウェア及びドキュメンテーションがライセンサーに帰属するとともに著作権法の保護対象であることを認め、これに同意するものとします。さらにライセンサーは、ライセンス製品又はこれに関連する知的財産権に含まれるすべての権利、資格、利権がライセンサーに帰属し、今後も引き続き帰属することを認め、これに同意するものとします。本契約は、ライセンス製品に含まれる、あるいは帰属する何らかの利権をライセンサーに与えるものではなく、本契約に定める条件に従って、取り消し可能な限定的使用権のみを認めるものです。

4. ライセンス料

ライセンサーが支払うライセンス料は、本契約によって与えられるライセンスに対して支払うものです。有効なライセンスファイルの付与は、ライセンサーがライセンス料を全額支払うことが条件になります。

5. プライバシーポリシー及びデータ収集

マテリアライズに連絡先情報を提供することにより、ライセンサーは、マテリアライズが、「マテリアライズデータおよびプライバシーポリシー」(以下URL参照)に従ってライセンサーの個人データを使用することに同意します。(https://www.materialise.com/en/privacy-notice)

マテリアライズは、データ収集技術を使用して匿名の技術情報を収集し、ソフトウェアの無許可または違法な使用(疑わしいファイルを含む)を検出および防止する権利を留保します。マテリアライズは、侵害を警告する可能性のあるデータのみが収集されるように、あらゆる妥当な措置を講じます。ライセンサーは、本ソフトウェアをインストールして使用することにより、マテリアライズが上記目的のために情報を収集し、(機密保持規定に従って)第三者に開示し、保管および分析することを承認し同意します。

6. 保守

保守は連続した期間において継続的におこなわれます。保守には技術サポート(商業的に合理的な範囲内)、バグ修正、及び購入したモジュールのアップグレードが含まれます。ソフトウェアによっては、緊急パスワード交換サービスも含まれる場合があります。

保守に加入することにより、転送料金を支払うことなくソフトウェアを転送できます。

ライセンサーがサブスクリプションまたは年間ライセンスを注文した場合、保守(料金)はライセンス料に含まれています。

ライセンサーが無期限ライセンスを注文した場合、保守はライセンスの最初の年にのみ含まれ、年間更新の対象となります。保守期間が経過した後にはライセンサーが保守の更新を希望する場合、ライセンサーには経過期間中の保守についても回復費用が請求されます。品質上の理由から、無期限ライセンスを注文したライセンサーは、5年ごとに少なくとも1回保守を更新する必要があります。

7. 期間及び終了

本契約は、ライセンスファイルが提供された時に有効になります。

ライセンシーがサブスクリプションライセンスを注文した場合、本契約はサブスクリプション期間の満了とともに自動的に失効するものとします。

ライセンシーが年間ライセンスを注文した場合、本契約は、その日から1年間経過した日に自動的に終了します。その後、年間ライセンスは1年を単位としてのみ更新することができます。

ライセンシーが買取ライセンス(アカデミックライセンスについてのみ購入可能)を取得した場合、本契約は、契約を終了(解約)するまで継続します。ライセンサー又はライセンシーが解約しない限り、買取ライセンスに期限はないものとします。

ライセンシーは、所有しているすべてのライセンス製品を消去するか、ライセンス製品とすべての複製物又はその一部をライセンサーに返却することによって、いつでも本契約を解約することができます。下記第8章の「保証」によって保証される場合を除き、金額の大小を問わずライセンス料の返却は行いません。

ライセンシーが本契約の条件及び条項に違反した際、又はライセンサーがライセンシーによる当該違反を相当な根拠を持って確信する場合、ライセンサーは本ライセンスを解約することができます。本契約を解約又は取り消しする場合、ライセンスは直ちに無効処理、及び停止されます。

本ライセンスの期間が満了した際には、ライセンシーは本ソフトウェアの使用を止めなければならない、当該ソフトウェアは自動的に機能停止するものとします。ライセンシーがライセンスの更新を選択していない場合、パスワードの有効期間が満了した際には、ライセンシーはすべてのメディア等をライセンサーに返却しなければならない、そのソフトウェアのすべての複製物を破壊しなければならないとします。

ライセンシーが本契約の条件及び条項に準拠せず、特にライセンシーが本ソフトウェアを禁止された目的で使用している場合、ライセンサーは通常の小売価格に従ったレンタルライセンスと同じ料金に10%のペナルティ料を上乗せした形で、請求書をライセンシーに発行する権利を有するものとします。この権利は、他の方法により実行可能な救済策に追加されるものです。

8. 保証

ライセンシーにエンジニアリングライセンス又はホスピタルライセンスが付与された場合、ライセンサーは、ライセンシーの利益保護のためにのみ、本契約の有効日から90日間(以降「保証期間」)、ドキュメンテーションに規定された機能仕様に従いソフトウェアが実質的に機能するという保証を行います。ライセンシーが年間ライセンスの更新を選択した際の、継続された当該更新期間について、保証は一切なされないものとします。保証期間内にソフトウェア又はその一部が仕様どおりに機能しないことがわかった場合、ライセンシーは当該ライセンス製品をライセンサーに返却し、ライセンシー自身の選択により、新品と交換するか、又は本契約に基づいて支払ったライセンス料の払い戻しを受けることができます。ライセンシーは、上記の内容が、ライセンサーが本契約に定める保証に違反した場合における唯一の独占的救済手段であることに同意するものとします。上記に規定した保証を除き、ライセンス製品及びそれに含まれるソフトウェアは、「現状のまま」として提供され、ライセンサーは、その内容が明示的なものであるか暗示的なものであるかに関わらず、商品性や特定の目的への適合性に関するあらゆる保証を含め、いかなる保証も放棄し、行わないものとします。

ティーチングライセンス及びリサーチライセンスの場合、ソフトウェアは、納品日から90日間(以降「保証期間」)、仕様に従い実質的に動作することを保証します。前述の保証期間中のライセンサーの義務は、ソフトウェアのエラーを修正するために最善の努力を行うこととします。**適用法が許容する最大の範囲内において、ライセンサーは、暗示的な商品性の保証や特定の目的への適合性の保証、第三者製品(サードパーティー製品)との適合性の保証、所有権、無侵害に関する暗示的保証を含め、これらに限定**

されることなく、あらゆる明示的、暗示的な保証及び条件を一切排除します。

評価ライセンスの場合、ソフトウェアは、商品性と特定目的への適合性に対する保証を含め、またこれに限定されることのない明示的及び暗示的なあらゆる種類の保証を伴わず、「現状のまま」として、一切の保証がない条件で提供されます。ライセンサーは、ソフトウェアの使用及び使用結果について、保証、約束及びいかなる表明も行いません。ライセンサーは、ソフトウェアが中断又はエラーなく機能することを保証しません。

9. 責任の限定

ライセンサー、ライセンサーの関連会社、及びそのライセンサー、役員、幹部、従業員は、いかなる場合においても、ライセンシーに対して、(1)ソフトウェアの使用及びソフトウェアが使用できないこと、(2)ソフトウェアに関連する推奨事項に合わないこと又は(3)コンピュータやインターネット又はその他のネットワークの機能の不具合、によって生じるダウンタイムやデータ又は情報の喪失による損害を含むがこれらに限定されない一切の結果的損害、付随的損害、間接的損害、特別損害の責任を負いません。**原因のいかん、及び法的措置の形態のいかんを問わず、直接損害に対するライセンサーの全責任は、ライセンシーが本契約におけるライセンス対象ソフトウェアに対して支払った税抜の合計金額に限定されるものとします。**

10. 本契約への変更

ライセンサーは、独自の判断により、本契約の内容を変更する権利を保有します。変更内容は、ライセンサーからライセンシーに電子メール等にて連絡します。フローティングライセンスユーザーについては、ライセンシーの担当者が、変更内容をすべてのエンドユーザーに伝達する義務を持ちます。変更内容の適用開始日は、ライセンサーがライセンシーに伝達した次の月の初日(1日)とし、ライセンシー又は、エンドユーザーによるソフトウェアの継続的使用は、変更内容の同意を意味するものとします。

11. 準拠法、裁判管轄

本契約は、マテリアライズジャパン株式会社の登録事務所所在地の法令に準拠します。本契約に関連するあらゆる紛争は、マテリアライズジャパン株式会社登録事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. 可分性

いずれかの裁判所又は管轄司法当局が、この使用許諾条件のある項目が無効であること、又はその項目が強制力を持たないことを宣言した場合でも、当該宣言はそれ以外の項目に対しては効力を持たないものとします。

13. 権利の維持

ここに定める内容に違反する事由がありライセンサー又はライセンシーのいずれかが権利を履行できなかった場合、又は他方当事者に対して適切な措置を取らなかった場合でも、ライセンサー又はライセンシーがその後発生した違反事由に対する権利履行又は措置に関する権利を放棄したとは見なされないものとします。